

宗像市介護保険運営協議会（平成 23 年度 第 2 回） 議事録

日 時：平成 23 年 7 月 28 日（木）15 時 00 分～16 時 30 分

会 場：宗像市役所 202 会議室（北館 2 階）

出席者：山根会長、岡山副会長、麻生委員、大嶋委員、北村委員、小林委員、
坂元委員、渋谷委員、吉武委員、宮口委員、南委員、松本委員、
日野委員、高崎委員（欠席：西崎委員）

出席者：野中健康福祉部長、長谷川介護保険課長、瀧口地域包括支援センター所長、
小田保健福祉政策課長、篠原健康づくり課長、嶋田介護保険係長、
織戸介護認定係長、橘地域包括支援係長、柚木保健福祉政策係長、
占部高齢者施策係長、高宮健診指導係長、吉田健康推進係長、安田主任主事
株式会社サーベイリサーチセンター

【会議次第】

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題
 - (1) 審議事項
 - 第 4 期事業計画の実施状況と課題について 【資料 1】
 - ・ 第 4 期地域支援事業及び高齢者保健福祉事業等の実績報告について
(参考資料 1)
 - ・ 第 4 期地域密着型サービス事業所の施設整備状況について
(参考資料 2)
 - (2) 報告事項
 - 高齢者等実態調査の中間報告について 【資料 2】
4. その他
5. 閉会

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題

(1) 審議事項

第4期事業計画の実施状況と課題について 【資料1】

<事務局説明>

会長

委員の皆様、何かご発言ございませんでしょうか。

委員

専門用語が増えてきましたが、「特定高齢者」というのは、資料1に「虚弱高齢者」というのが出てきていますが、それと同じと捉えていいのですか？

事務局

おっしゃっているのは参考資料1の2ページ目ですよね？「生活管理指導短期宿泊事業」のところ。

委員

1ページ目の「特定高齢者把握事業」のところに「介護予防健診により把握された虚弱高齢者」とありますが、「虚弱高齢者」と言われた場合と「特定高齢者」と言われた場合では言葉の響きが違うので統一してほしいのですが。

事務局

この事業の計画書の中の表現をそのまま持ってきたので、「特定高齢者」とイコールではないと思います。特定高齢者は介護予防健診の受診の結果、健康づくり課の方で保健師とかが専門的な目で選択された…。

事務局

「特定高齢者」と「一般高齢者」の違いですが、「特定高齢者」は「二次予防対象者」に名称が変わったと説明させていただきました。65歳以上の方で介護予防健診がございます。介護予防健診には生活機能の関係で、生活機能チェックと生活機能検査という専門的な検査がありますが、生活機能チェックの方は問診が中心になったような内容になります。それで心電図とか血液検査とか、もうちょっと詳しい検査を受けたほうがいいという方については生活機能検査を受けていただきます。その検査の結果、著しい機能低下がみられて何らかの対策を講じないと要介護状態に陥るリスクが高い方が「二次予防対象者」となっています。介護予防健診の中で、著しい生活機能低下はみられないけど早めの予防の観点で介護予防教室などを利用された方がいい人を「一般高齢者」と区別しているような感じです。検査の結果、リスクが高いか低いかで区別しています。

事務局

今ご指摘の「虚弱高齢者」ですが、これは私どもが事業をするに当たって、対象者として一時的に対応が困難な高齢者、機能が衰えたということで、「特定高齢者」とはまた別の次元です。その時の身体能力が落ちているということの表現で、全く別枠ということでご理解いただきたいと思います。

事務局

申し訳ございません。参考資料1 ページ目の1行目、2行目にも「虚弱高齢者」と「特定高齢者」が錯綜しているような状況で、「虚弱高齢者」という表現自体、この対象者が表現の中ではイコールではないような表現になってしまっています。ですから「虚弱高齢者」とはというような一義的な定義はないかと思われまます。

委員

わかりました。もう1点。2ページですが、財源的に厳しい面があると事務局の方から報告があつて納得できました。問題提起みたいな形になったと思いますが、事務局として今後の具体的な案をすでにお持ちになっているかどうかお尋ねしたいのですが。例えば介護保険料を値上げするとか、介護予防事業を縮小するとか。

事務局

介護予防事業の関係で言いますと、どうしても3%という枠がありますので、介護予防教室の利用者の選定も含めたところで料金見直し等はやっています。今までは一律で月に1万円とか1万4千円とかしていましたが、今は1回利用でいくらという形で費用も事業所さんをお願いして調整させてもらっているような部分がございます。

会長

特定高齢者と虚弱高齢者という用語をどうなさるかというのを、いま一度…。確かに響きがいいとはお世辞にも言えない表現ですから。その他、ご感想ございませんか？

委員

3ページの「社会参加の促進」の中のシルバー農園についてお尋ねしたいのですが、シルバー農園は市内5ヶ所あつて、地区の福祉会が貸付業務、並びに管理運営を委託しています。今さっき説明もありましたように、使用料が安いとか、あるいは利用者の固定化で特定の人のためのサービスではないかというわけで、事業仕分けで見直しがされていると思いますが、福祉会が世話をする業務の中で、貸付業務などの事務系等の手続き等はまあまあスムーズにいくわけですね。しかし区画の境界や維持管理に加え、利用者間のトラブルの世話までさせられている福祉会があります。福祉会というのはボランティア組織で、無料無償で、他の多くの福祉事業も抱えてやっていますので、利用者が自主管理して運営することが前提だと思えます。自主管理運営するのが利用者で、関係

者は農業の関係者の世話人会を置いて、統一した運営マニュアルを作成し、利用者が主体性をもって運営するように、市が主導していただきたい。開設したときから13年。そこそこで勝手にさせていて統一した方針がないから、あるところでは利用者の自主的な組織ができているが、あるところは福祉会まかせで、福祉会が事業計画から管理から維持からトラブルから全部して下さいというところもあります。それでは福祉会は他の仕事はできません。だから、市が、利用者がやるんですよというマニュアルを作って主導していただきたいと思いますが、どうですか？

事務局

今言われるように、バラバラということがありますので、できるだけ利用者の方が自主的に運営できるような方法、それにはやはり、マニュアル等の標準的な運営の手助けになるような資料が必要になってくるかと思っておりますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

委員

先ほどの質問にもありましたが、市民の立場になったときに自分がどのサービスを受けられるのか、というのがわかりにくいところがあります。例えば健康づくり課でこういう事業をしていますというのは非常にわかるのですが、私が介護等必要になった場合、介護が必要かなと思える状況の時に、どういう手続きを踏んで、今現在どういうサービスが利用できるのかというのがわかるように、市民の方々にアピールしていただく必要があるのかなと思った次第です。

事務局

その存在としてケアマネジメントを司る、ケアマネジャーさんがおられると思うのですが、9ページの24番目の3点目、認定の申請が出た場合、認定審査会の結果を通知します。その結果の通知とともに、非該当となった人も含めて、要支援1から要介護5までの判定結果に応じて、その方が利用可能なサービスの案内や居宅介護、ケアマネさんの事業所一覧、サービス事業所一覧等をその方の介護度に応じて、こういう事業所がありますよというのはさせていただいております。実際、個人個人の状況に応じて何が適切なサービスかというのはケアマネジャーさんに依存することになります。

副会長

認定審査会にあげるケースは、サービスの中身、認定の結果によっては、これはダメですよとか、こういうのはどうですかとかいう話をケアマネとかでお互いにできると思います。今、委員がおっしゃったことは、一般的なことを含めて要するに地域包括支援センターの活用ですよ。今、ものすごく件数が増えてきて大変だということですが、何かそういう相談事があれば地域包括支援センターに駆け込む。そういうルートというか、広報、PR。ここに書いてありますので、そういう部分をやっていただく前段の話では

ないですか。

会長

まあ、困ったらまずは包括支援センターということでご理解いただければと。駆け込み寺として。

事務局

高齢者の方も1年たてばまた1年歳をとって、固定化された人達という訳ではなく、どんどん増えていくわけですから、こういった普及啓発活動というのは常に行っていく必要があると思います。

委員

5ページの災害時における「ひとり暮らし高齢者に対する取り組みの推進」という項目の中で、災害時における要援護者の台帳登録は、さっきの説明では140自治会で23ぐらいはできていると言われていました。自主防災組織が進んでいる自治会では、区長の要望によって要援護者の対象リストが提供され、支援台帳ができています。作るときの中心的な調査活動というのは、だいたい民生児童委員が行っています。今のところ高齢者名簿だけの提供で要援護者対象リストは一切ないので、民生委員は自治体的な緻密な自立活動はできません。今は各自治体に対象者リストが配布されていますが、そこに配布するくらいなら、個人情報保護もあると思いますが、平時の見守りも兼ねて、日常的に活動をしている民生委員の中にも提供してほしいと思います。民生委員にも守秘義務がありますから、情報がもれる心配もないし、区長会も100%もれないとは言いませんが、今140のうち23しかないので、この先これを100%にしたら、必ず民生委員が中に入って調査していかないとはいけません。提供している高齢者名簿以外の要援護者対象リストも事前に民生委員の中に配り、日常的な調査活動ができるようにして災害時に間に合うようにする。そういう体制はできないでしょうか？

事務局

言われていることはよくわかりますし、理論的には非常に素晴らしいことだと思います。一方、個人情報保護という観点からは、担当課から個人情報の取り扱いは非常に厳しく言われています。今回の分につきましても、災害時という特定の要件をつけて、やっとお願ひしてギリギリ通していただいたので、これについては、今後県とか各自治体の動向をみながら検討させていただくということで。ここではやれる、やらないとかは即答できませんので、もうちょっと研究させていただきたいと思います。

委員

付け加えさせていただいてよろしいですか？日の里の場合、区長さんは毎年変わりますが、私のところも前年度の区長さんと一緒に廻って120人を「助けて下さい」とい

う台帳に登録させていただきました。しかし、今度の新しい区長さんと、120件の病名から主治医から飲んでいる薬とか、そういうものを共有はできませんよね。とっても苦しいのですが、前の区長さんにこの台帳は新しい区長さんには渡さないで下さいとお願いしました。そして福祉委員の特別防災チームのトップという形でお預かりいただいています、集めてしまった手前、あれ〜と思って…。

事務局

あくまでも、今回の震災でもそうですが、公助、共助、自助という3つの助け合いがあります。今回の場合は共助という形で、市は自主的にコミュニティなり、今回は自治会になりますが、自治会の活動の中で必要と思われるところ、積極的にこういう支援台帳を使って作ろうというところに市からデータをお渡ししましょうということです。逆に新しい団地につきましては、プライバシーとかがあるので、自分達で調べて台帳を作って独自の方法でやっていきますというところもございます。それから、近所づきあいが非常にわかっているから市の台帳はいらないというところもあります。町内会の組織が強いところもあれば、まだできたてのところもありますので、あくまでもひな形は市の標準的なマニュアルと受け取っていただいて、その町内会、自治会のやり方に応じて、町内会で享受するシステムにご利用いただければと思います。決して強制するものでもございませんので、やり方を町内会、自治会でやっていただければと思います。

会長

結局この話をすると、個人情報毎回壁になって、そこから前に進めないという感じになりますが、今日もそうなってしまいました。どうにかならないものでしょうか。他にございませんか？

委員

8ページが一番上のところで、「施設サービスの充実」というのがあがっていて、これは是非やってもらいたいのですが、その課題のところ、福岡県の整合性、それと下の方に有料老人ホームの開設も考慮するとあります。過去の話ですけれども、計画の中で建物を総量規制するという方向性があったんですが、こういった施設に入るには3年待たせられてすぐには入れないとか、そういう施設の充実を図らないといけないというのはわかっていますが、宗像市の方向性としてはどうなるのでしょうか。そういうものを今から造らないといけないと謳っているのか、それともいわゆる民間人の企業でやっている有料ホームのことも考慮しながらすみ分けをするとか。糟屋郡にたくさんできているので、そちらの方にいくらか行ってもらうとか。ここでは、何かそういうふうなことを課題として思われたのでしょうか？

事務局

この課題の1点目と3点目ですが、これは全く連鎖したものではなくて、それぞれ単

発であげさせていただいております。1点目は特別養護老人ホーム、50床とか100床とかの施設になりますと、広域型施設と申しまして、福岡県の事業計画の方にも施設整備を行うというような計画書の記載が必要になります。ですので、宗像市だけで事業計画を作成しても全く意味のないものになってしまうという意味で書いています。3点目の方は、供給量がこのくらい必要だろうというニーズ調査などの結果だけで施設整備を考えるのではなく、例えば民間の事業所が近々玄海にこういった施設を造るという情報があるとか、そういったものにもアンテナを張って入所施設の施設整備は考えていかなければならないということであげさせていただいております。1点目と3点目が密接に連携しているわけではありません。

副会長

特養等の整備は説明があったとおり県が広域整備でやりますよね。第二次医療圏ごとに計画を立てて整備していくわけですが、市でも意味がないというのはちょっと違うと思います。結局、待機者が市内にこれだけおられて、これだけ必要であるというのは県にどんどん言って、県がそこで調整することになるので、意味のないことでは絶対ないと私は思います。

事務局

おっしゃるとおりです。

会長

具体的数字に連動するものでもないのに、ニーズの細やかな把握が一番大事だということになるのではないのでしょうか。この審議事項については議論尽くされたような感じですがよろしいでしょうか？

では、(2) 報告事項に移らせていただきます。高齢者等実態調査の中間報告について、資料2。事務局お願いいたします。

(2) 報告事項

高齢者等実態調査の中間報告について 【資料2】

事務局

こちらについては実態調査の受託業者でございます、サーベイリサーチセンター様から説明させていただきます。

<サーベイリサーチセンター説明>

会長

まだこれは中間報告ですので、全て調査が終わったら改めてご報告いただけるということでもよろしいですか？

事務局

はい。

会長

何かございますか？それでは4.その他に移りたいと思います。

4. その他

会長

何かご提案、発言、ご感想などありますか？

これで本日の予定された協議事項は全て終了いたしました。事務局、何かございますか？

事務局

運営協議会は、次回は8月25日木曜日の15時から開催させていただきたいと思えます。実は今日、地域密着型運営部会を13時からする予定だったのが延期になりました。地域密着型サービス運営部会の方は恐れ入りますが、同じ25日の13時に集合していただいて、引き続き15時からここで運営協議会があるということになります。一般の運営協議会の委員の皆様につきましては15時からということです。以上です。ご案内等は後日送付させていただきたいと思えます。

会長

では、よろしいでしょうか？今日はこれで終わりたいと思えます。お疲れ様でした。

次回開催日時：8月25日（木）15時～